

2021年度通常枠 実行団体様向け精算関連説明資料

2022年10月(Ver.1.1)

※新助成システム導入に伴い一部改訂

1. 資金管理の原則

2. 業務の概要と月次精算報告

3. 資金計画の見直し等

参考：コンソーシアムの場合の対応

4. 今後について



1. 資金管理の原則

2. 業務の概要と月次精算報告

3. 資金計画の見直し等

参考：コンソーシアムの場合の対応

4. 今後について

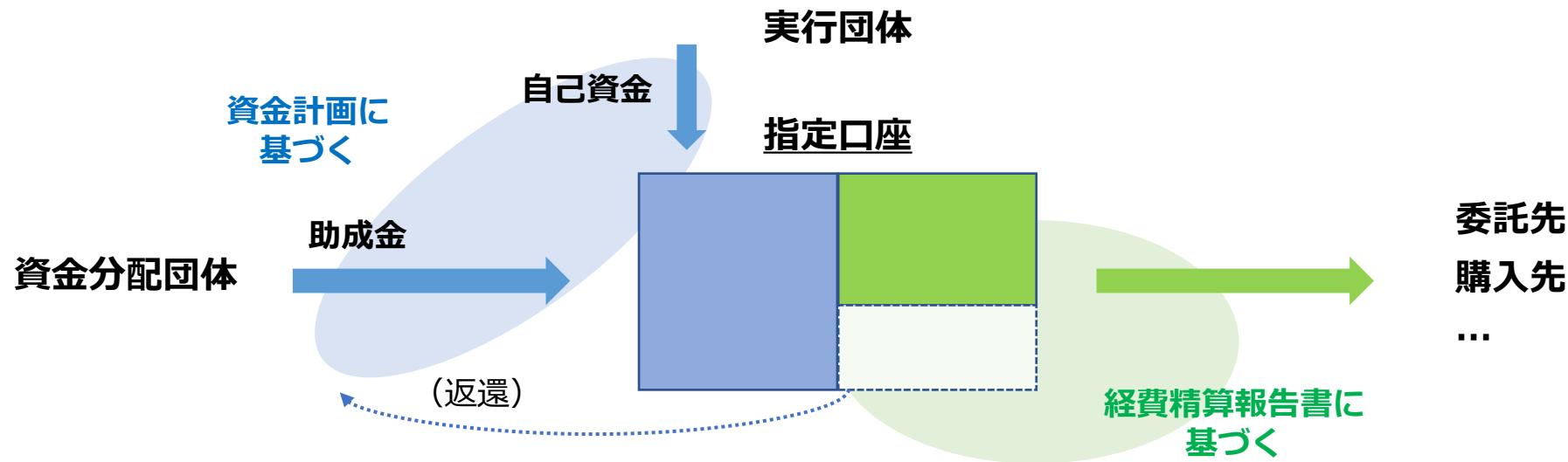
休眠預金事業における資金の流れ

● 指定口座での資金管理

休眠預金事業の助成金は、資金計画に基づき概算払いされます。

このような点を踏まえ、本事業にかかる資金は指定口座で一元管理してください。

また、指定口座は預金保険の全額保護の対象となる決済用預金（無利息預金）とします。



助成期間内に利用に供したもので
助成期間後に支払った助成対象経費は、助成の対象になります。
(精算手続きの完了前までに支払われたものに限る)

● 精算手続き

助成の対象となるのは実際に支出した実費の金額（実績値）のため、日々、支出状況を記録します。この記録は、キャッシュベース（支払いベース）で行います。例えば固定資産を取得した場合、減価償却費ではなく、購入価格を支出として記録します。助成金受領額より実績値が少なかった場合は、その差額を返還いただきます。

指定口座からの出金に関するルール



- **指定口座からの振込が原則**です。

団体の法人口座を経由せずに、指定口座から振込、引き落とし、カード払いによりお支払いください。
法人口座を経由せざるをえない他事業との按分経費（家賃等）がある場合の対応は次頁をご参照ください。
なお、振込手数料も助成対象となりますので、資金計画に含めてください。

- **現金での支払いも可能**です。

やむを得ない場合は現金での支払いも可能ですが、下記の上限額を超える場合は資金分配団体の**事前承認**を要します。

また毎年度末および事業完了の前には、**残金の指定口座への戻入**が必要です。

実行団体

- 月間の限度額は以下のとおり
- 限度額を超える場合、資金分配団体の事前承認を要します

表 1 現金月間上限額

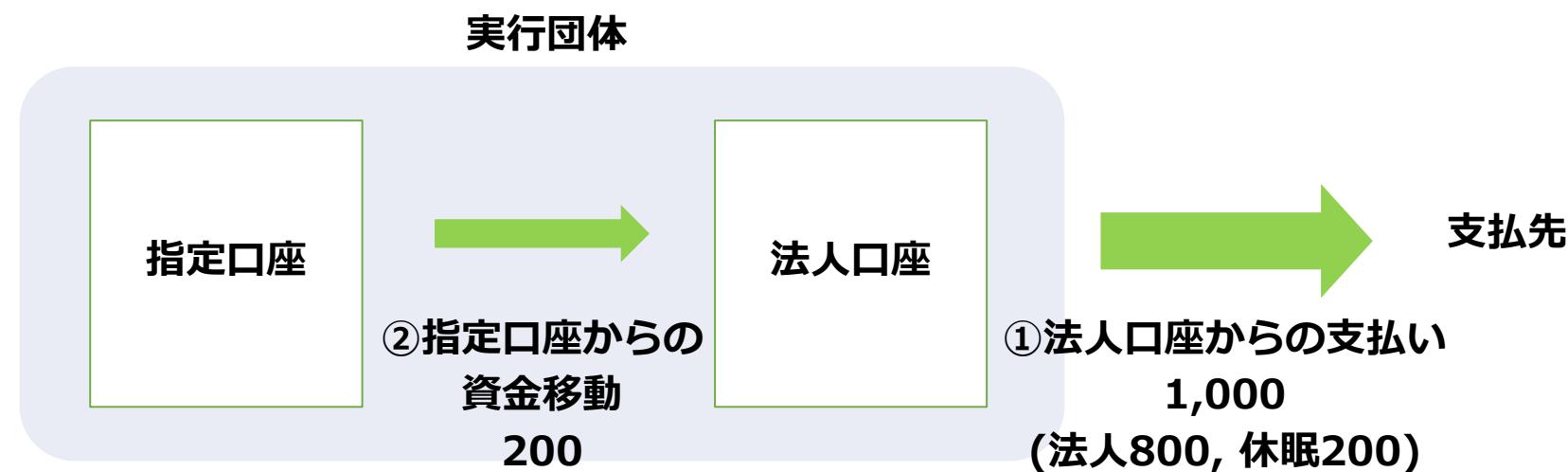
当該年度助成金総額	当該年度現金月間上限額
0 円~100 万円以内	1 万円
100 超~300 万円以内	3 万円
300 超~500 万円以内	5 万円
500 超~700 万円以内	7 万円
700 万円超~	10 万円

按分経費の対応



法人口座を経由せざるをえない他事業との按分経費（家賃等）がある場合、
例外的に指定口座から法人口座への資金移動が可能です。

- 原則は法人口座からの支払い後に指定口座から資金移動します。
キャッシュベースであることを踏まえ、同じ月に処理を行ってください。
- 社会保険料などの「預り金」は、資金分配団体が合理的に説明できる対応であれば構いません。
例えば人件費と同じタイミングで法人口座に資金移動するなど、一定のルールを設けて処理を行ってください。



資金管理の原則（まとめ）



指定口座での一元管理

- 休眠預金事業にかかる資金（助成金・自己資金）は、指定口座に入金して管理します
- 指定口座は、預金保険の全額保護の対象となる決済用預金（無利息預金）とします

指定口座からの支払い

- 原則、指定口座から、直接お支払いください（振込、引き落とし、カード払い）
- 現金支出、法人口座への振込（按分経費）を行う場合は、一定のルール（p.5）に則って処理ください

キャッシュベースでの管理

- 休眠預金事業における支出の記録は、キャッシュベース（支払いベース）で行います
- 適用範囲は本事業の手続きに限りますので、団体の会計基準と異なって構いません

* 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

* 会計科目は、各団体に適用される会計基準により通常用いているものを使用してください。

* 精算手続きは実費（消費税込み）の額で行います。



1. 資金管理の原則

2. 業務の概要と月次精算報告

3. 資金計画の見直し等

参考：コンソーシアムの場合の対応

4. 今後について

関連業務の全体像



精算	月次の精算報告	<ul style="list-style-type: none">● 支出内容を記録した収支管理簿・現金出納帳、通帳コピーおよび支払証拠書類を提出します
	年度末の精算報告	<ul style="list-style-type: none">● 前年度における本事業の支出額を確定させます
	事業完了時の精算	<ul style="list-style-type: none">● 助成額を確定し、既に振り込んだ金額との差額（残額）があれば返還します
助成金の申請・受取		<ul style="list-style-type: none">● 資金分配団体に助成金を申請し、受領後に助成金受領書を提出します
区分経理		<ul style="list-style-type: none">● 休眠預金事業に係る損益が明確になるよう区分経理を行うとともに、決算書類等*で区分表示をします（次項参照） <p>* 区分経理を確認するため、後日、決算書類（正味財産増減計算書内訳表、活動計算書等）または区分経理が確認できる元帳や合計残高試算表などの会計帳簿を提出いただきます</p>
外部監査		<ul style="list-style-type: none">● 本事業費の使用に関する毎年度の決算書類について、内部監査または外部監査を実施します。可能であれば外部監査を推奨します

参考) 決算書類の様式例



①公益法人会計を適用する団体

正味財産増減計算書内訳表

	公益目的事業会計		法人会計	合計
	○○○目的と する事業	休眠預金等 交付金事業		
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				○○○
基本財産運用益				○○○
特定資産運用益				
事業収益				○○○
事業収益				
休眠預金等交付金		○○○		○○○
その他の受取補助金等	○○○		○○○	○○○
(2) 経常費用				
事業費				
給与手当	○○○	○○○		
会議費	○○○	○○○		
委託費	○○○	○○○	○○○	○○○
管理費				
役員報酬				
給与手当				
旅費交通費	○○○		○○○	○○○
2. 経常外増減の部				
II 指定正味財産増減の部				
III 正味財産期末残高				

②NPO法人会計基準を適用する団体

活動計算書

	特定非営利活動 に係る事業	休眠預金等文 付金事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
2. 受取寄付金			
3. 受取助成金等 休眠預金等交付金 受取民間助成金		○○○	○○○
	○○○		○○○
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	○○○	○○○	○○○
給与手当	○○○	○○○	○○○
	○○○	○○○	○○○
(2) その他経費			
会議費	○○○	○○○	○○○
旅費交通費	○○○	○○○	○○○
	○○○	○○○	○○○
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	○○○	○○○	○○○
給与手当	○○○	○○○	○○○
	○○○	○○○	○○○
(2) その他経費			
会議費	○○○	○○○	○○○
旅費交通費	○○○	○○○	○○○
	○○○	○○○	○○○
III 経常外収益			
	○○○		○○○
IV 経常外費用			
	○○○		○○○
次期繰越正味財産額			○○○

③企業会計基準を適用する団体

(その他の会計基準を適用される団体は、①、②、③のいずれか近い様式を準用下さい)

損益計算書

科目	○○事業	休眠預金等文 付金事業	合計
事業損益（売上高）			
	○○	○○○	○○○
事業費用（売上原価）			
	○○○	○○○	○○○
(販売費及び一般管			
	○○○	○○○	○○○
事業外収益（営業外収益）			
受取利息			○○○
雑収入			○○○
	○○○		○○○
事業外費用（営業外費用）			
支払利息			○○○
雑費用			○○○
	○○○	○○○	○○○
特別利益			
休眠預金等交付金			○○○
	○○○		○○○
特別損失			
	○○○		○○○
当期純利益			○○○
			○○○

業務実施時期



精算

月次の精算報告

- 月次から四半期の間の資金分配団体が定める頻度

年度末の精算報告

- 2023年4月～（対象：2021年度・2022年度分）
- 2024年4月～（対象：2023年度分）

事業完了時の精算

※各団体の事業完了時期に依存

- 資金分配団体が定める期限内
(事業完了後、1ヶ月以内を目途)

助成金の申請・受取

助成金受取時期

- 初回は契約締結後、速やかに実施*1
(対象：2021年度・2022年度上期分)
- 2回目は2022年10月
(対象：2022年度下期分)
- 2023年度以降は、毎年4月・7月・10月

*1初回の助成金の支払いから 2022 年 9 月までの期間が 3 か月未満の場合は、2022年度下期分の助成金を追加して支払います。

月次の精算報告



以下の提出物は、休眠預金助成システムにアップロードし、資金分配団体に提出します。

提出物	提出物の説明
収支管理簿・現金出納帳	<ul style="list-style-type: none">都度、指定口座からの支出内容を収支管理簿に記入します 現金を引き出しての支出が発生した場合は現金出納帳にその内容を記入しますキャッシュベースで、消費税込みの金額を記入します (固定資産取得時、減価償却費の計上は不要)
指定口座の通帳コピー	<ul style="list-style-type: none">指定口座の通帳コピーを提出します以下の要件を共に満たす場合は、代替物としてインターネットバンキングの入出金明細での提出を可能とします<ul style="list-style-type: none">加工ができないファイル形式であること（画面コピー、PDF 等）通帳に印字される内容が記載されていること (残高表示がない等、通帳と同等の情報がない場合は代替できません)
支払証拠書類	<ul style="list-style-type: none">領収書等の支払証拠書類を提出します

収支管理簿等の記入例



- 収支管理簿と現金出納帳は精算様式の一部であり、事業完了時に資金分配団体へ提出する経費精算報告書のベースとなります。
- 収支管理簿および現金出納帳への入力は、原則として助成システムから行ってください。
- 助成システムからエクスポートしたエクセルに記入のうえ、アップロードすることもできます。ただしエクスポートした様式をセルの結合や形式の変更を伴う行や列の追加・削除等、加工してしまうと助成システムに取り込めなくなってしまいますのでご注意ください。

+ 追加 - 削除 フィルター : OFF										
収支管理簿 (* : 必須入力項目)										
	■ 年月日(*)	支出金額(*)	収入金額(*)	指定口座残高	支払先(*)	目的区分(*)	会計科目(*)	計画有無	使途・目的・理由など	支払証拠書類の番号
1	<input type="checkbox"/>	0	0	0						
2	<input type="checkbox"/>	0	0	0						
3	<input type="checkbox"/>	0	0	0						

+ 追加 - 削除 フィルター : OFF										
現金出納帳 (* : 必須入力項目)										
	■ 年月日(*)	支出(戻入)(*)	収入(引出)(*)	現金残高	支払先(*)	目的区分(*)	会計科目(*)	計画有無	使途・目的・理由など	支払証拠書類の番号
1	<input type="checkbox"/>	0	0	0						
2	<input type="checkbox"/>	0	0	0						
3	<input type="checkbox"/>	0	0	0						

収支管理簿等の記入例 (1/4)



- 指定口座からの支出内容を、区分ごとに収支管理簿に記入します。経費精算報告書のベースとなります。

収支管理簿 現金出納帳

※「行挿入」「行コピー」「行削除」する場合は、対象行で「右クリック」し、該当処理を選択下さい。
※「複数行を一括削除」する場合は、対象行のチェックをONにし、「一削除」をクリックしてください

+ 追加 - 削除 フィルター : OFF

収支管理簿 (* : 必須入力項目)												
#	□	年度	年月日(*)	支出金額(*)	収入金額(*)	指定口座残高	支払先(*)	目的区分(*)	会計科目	計画有無	使途・目的・理由など	支払証拠書類の番号
1	<input type="checkbox"/>	2022	2022/12/05	0	3,000,000	3,000,000	JANPIA	-	受取助成金	-	JANPIAからの助成金	
2	<input type="checkbox"/>	2022	2022/12/10	5,000	0	2,995,000	○○職員	PO関連経費	旅費交通費	○	実行団体面談（△△団体）	1
3	<input type="checkbox"/>	2022	2022/12/10	3,000	0	2,992,000	○○水道局	管理的経費	水道光熱費	未登録	光熱費11月分	

※同一の支払先であっても目的区分や会計科目が異なる場合は明細を分けてください

年月日(*) 指定口座から支出した日付を入力してください。
(キャッシュベースのため)
例) 翌月払給与は支払われた月の費用に計上

年月日(*) 支出を記録する際、資金計画の区分を選択してください。
<実行団体>
・直接事業費
・管理的経費
・評価関連経費

会計科目 資金計画上の会計科目を記入してください。

支払証拠書類の番号 支払証拠書類を提出する明細に対して番号を記入のうえ、支払証拠書類にも同じ番号を記載してください。

※支払証拠書類の提出を必須としていない管理的経費は、以下の取り扱いとなります
管理的経費については、原則として精算時に支払証拠書類の提出を求めません 資金分配団体の指示に従ってください。

収支管理簿等の記入例（2/4）



（1）誤った支出の戻し入れがある場合：当該支出分を指定口座にうえ、戻し入れた日付で収支管理簿にマイナスの支出として記録します。

■	年度	年月日(*)	支出金額(*)	収入金額(*)	指定口座残高	支払先(*)	目的区分(*)	会計科目(*)	計画有無	使途・目的・理由など	支払証拠書類の番号
34	□	2023	2023/10/10	100,000	0	148,400,000	法人口座	管理的経費	給与手当	未登録	職員A ○月分給与（按分比率30%）
35	□	2023	2023/10/23	-25,000	0	148,425,000	法人口座	管理的経費	給与手当	未登録	職員A ○月分給与/按分計算修正のため金額訂正

収入ではなく支出をマイナスで入力し、誤った支出に対する戻し入れかわかるように「使途・目的・理由など」の欄に記入します。
目的区分および会計科目は、当初支出時と同じ内容を記載します。

（2）本助成に関する費用を法人口座で支払った場合：原則、法人口座からの支払い後に指定口座から資金移動します。

■	年度	年月日(*)	支出金額(*)	収入金額(*)	指定口座残高	支払先(*)	目的区分(*)	会計科目(*)	計画有無	使途・目的・理由など	支払証拠書類の番号
34	□	2023	2023/10/10	100,000	0	148,400,000	法人口座	管理的経費	給与手当	未登録	職員A ○月分給与（按分比率30%）

収支管理簿等の記入例 (3/4)

(4) 本助成に関する費用をクレジットカードで支払った場合：指定口座から引き落とされた日付で記録します。

■	年度	年月日(*)	支出金額(*)	収入金額(*)	指定口座残高	支払先(*)	目的区分(*)	会計科目(*)	計画有無	使途・目的・理由など	支払証拠書類の番号
37	□ 2025	2025/04/10	3,500	0	148,421,500	○○カード社	管理的経費	消耗品費	未登録	文具類（3月分クレジットカード購入分）	A34
38	□ 2025	2025/04/10	14,000	0	148,407,500	○○カード社	PO開連経費	旅費交通費	未登録	○○団体訪問（3/20）移動費用	A34

3月購入分であっても、引き落としがある4月の日付で支出内容を記録します。

(注) 複数の購入に対する支払いが一括で行われますが、収支管理簿にはその明細を記録してください。目的区分および会計科目が異なる支出は、必ず行を分けて記録してください。

(5) 現金で支払う場合：指定口座からの引き出しおよび戻し入れを以下のとおり記録し、現金による支払内容は現金出納帳に記録します。

収支管理簿

■	年度	年月日(*)	支出金額(*)	収入金額(*)	指定口座残高	支払先(*)	目的区分(*)	会計科目(*)	計画有無	使途・目的・理由など	支払証拠書類の番号
9	□ 2022	2022/12/25	10,000	0	110,190,000	—	—	—	—	現金引出（現金出納帳参考）	
10	□ 2022	2022/12/28	0	5,000	110,195,000	—	—	—	—	現金戻入（現金出納帳参考）	

現金出納帳

■	年度	年月日(*)	支出(戻入)(*)	収入(引出)(*)	現金残高	支払先(*)	目的区分(*)	会計科目(*)	計画有無	使途・目的・理由など	支払証拠書類の番号
1	□ 2022	2022/12/25	0	10,000	10,000	—	—	—	—	指定口座から引き出し	
2	□ 2022	2022/12/26	5,000	0	5,000	郵便局	PO開連経費	通信費	未登録	切手購入	A51
3	□ 2022	2022/12/28	5,000	0	0	—	—	—	—	指定口座への戻入	

資金移動処理のため「—」としてください。

収支管理簿等の記入例 (4/4)



(6) 預かり金が発生する場合：資金の動きと整合していく資金分配団体として合理的に説明できる方法で記録いただければかまいません。

具体例として、3月30日に銀行振込で講師の口座に源泉徴収後の「謝金」8,979円を振り込み、預り源泉所得税を翌年度の4月10日に納税した場合の記録方法は以下のとおりです。

具体例1

	■ 年度	年月日(*)	支出金額(*)	収入金額(*)	指定口座残高	支払先(*)	目的区分(*)	会計科目(*)	計画有無	使途・目的・理由など	支払証拠書類の番号
24	□ 2022	2023/03/30	8,979	0	148,521,021	○=氏	評価関連経費	謝金	未登録	3月15日登壇○=氏講師謝金	A20
25	□ 2023	2023/04/10	1,021	0	148,520,000	○○税務署	評価関連経費	謝金	未登録	3月30日付○○氏講師謝金源泉徴収分預り金	A21

資金計画を立てる際には、予算を計上する年度が異なる点にご注意ください。

具体例2

	■ 年度	年月日(*)	支出金額(*)	収入金額(*)	指定口座残高	支払先(*)	目的区分(*)	会計科目(*)	計画有無	使途・目的・理由など	支払証拠書類の番号
27	□ 2022	2023/03/30	10,000	0	148,510,000	○=氏	評価関連経費	謝金	未登録	3月15日登壇○=氏講師謝金	A20
28	□ 2022	2023/03/30	0	1,021	148,511,021	○=氏	-	預り金	-	3月30日付○○氏講師謝金源泉徴収分預り金	A20
29	□ 2023	2023/04/10	1,021	0	148,510,000	○○税務署	-	預り金	-	3月30日付○○氏講師謝金源泉徴収分預り金	A21

支払証拠書類を提出してください。出力したExcelでは任意入力セルとして表示されますが、それぞれ支払証拠書類の提出が必要です。

目的区分（実行団体）



資金提供契約書 第7条（助成の対象）

1.乙は、次の各号に掲げる資金又は経費で甲が経済合理性があると認めたものに限り、本助成金を充当することができる。

- (1) 本事業を実施するために直接必要な経費
- (2) 本事業を実施するために間接的に必要な経費^{*1}
- (3) 乙による、本事業に関する社会的インパクト評価等に係る調査、検証及び評価等の実施に必要な経費

目的区分



上限に関する規定

事業費の助成金申請額の85%以上

事業費の助成金申請額の15%以下

事業費の助成金申請額の5.0%以下

*1 第8条（管理的経費）より抜粋

乙は、乙の役職員の人工費、設備備品費等に係る経費及び事務所の家賃等の一般的な経費で、本事業を実施するために費やした部分を特定することが困難なもの並びに本事業を実施するための調査費その他の本事業を実施するために必要な経費を管理的経費として、本助成金の充当の対象とすることができます。ただし、資金計画書に記載されているものに限る。

支払証拠書類



- 各支出に対する支払い証拠書類は、以下の区分を参考にご準備ください。
助成事業の完了の日の属する**事業年度の終了後5年**を経過するまでの間は適切に保管してください。

支払証拠書類	<ul style="list-style-type: none">● 日付、宛名（団体名）、領収書発行者（支払先）、支払内容（購入物品名、単価、数量、支払金額等）が明記されている「領収書」等を提出します。領収書に記載がない場合は、これらが記載された請求書及び振込明細書等の代替書類が必要となります ※レシート可 ※クレジットカード払いの場合、カード会社からの明細だけではなく、支払内容がわかる書類（請求書等）をあわせて提出します。 ※現金による支払いの場合、支払先による受領印または受領者サインも支払証拠書類に明記されている必要があります
人件費	<ul style="list-style-type: none">● 給与支払の事実および支払額の適切性を確認するため、下記①②いずれかの書類を提出します ①賃金台帳 ②給与振込明細書および給与額の根拠資料（勤務実績表等）
近距離交通費	<ul style="list-style-type: none">● 近距離移動の場合は、利用日、利用目的、利用区間、利用交通機関、利用者名、支払金額が明記され、利用者および管理者の署名捺印のある支払証明書等を提出します ※宿泊費やガソリン代等、各団体の経理規程により定額で支払っている場合でも、原則として実費で精算します
出張経費	<ul style="list-style-type: none">● 新幹線、飛行機、宿泊の利用があった場合は下記の書類を提出します 新幹線：領収書 飛行機：領収書および航空券半券/搭乗券または搭乗証明書 宿泊費：領収書および宿泊先が発行する宿泊証明書

- 休眠預金事業の経費として特定が困難な費用は他事業と按分することが認められますが、必要に応じて計算過程を確認させていただきます。
- 目的区分のうち「管理的経費」について、支払証拠書類を提出いただく範囲は資金分配団体の裁量によります。提出が求められない場合でも、助成事業の完了の日の属する事業年度の終了後5年を経過するまでの間は、適切に保管してください。

対象外経費等

- 以下のいずれかに該当する経費は対象外経費に該当します。それぞれ主な例をお示しします。

本事業に直接必要ではない経費	<ul style="list-style-type: none">個人または団体に贈与される寄付金、義援金および贈呈品等会議費等におけるアルコール類の購入費用勤務時間外の飲食代^{*1}退職金共済の掛け金業績連動型の賞与^{*2}自団体の役員としての役務提供に係る費用^{*3}
経済合理性を欠く経費	<ul style="list-style-type: none">ファーストクラス、スーパーシート、プレミアムエコノミー、グリーン車などの特別料金会議費の範囲を逸脱し、社会通念上、接待交際費に当たるもの合理的な理由がない、一般的な相場よりも過度に高額な物品の購入
別の用途で使われる可能性のある経費	<ul style="list-style-type: none">現金の給付金券類の配付
本事業後に返金される経費	<ul style="list-style-type: none">金券類の購入による預入（交通系ICカード等）賃貸契約時に支払う敷金・保証金

- 割引券や各種ポイント、キャッシュバックは原則受け取り辞退してください。辞退できない場合は休眠預金事業に活用してください。

*1 朝および夕方以降の時間帯でも、本事業の勤務時間中であり、勤務の一環として飲食した場合は助成対象とできます。出張時の朝食も例外ではありません。

*2 就業規則や雇用契約において支給額や支給条件が明確に定められている賃金としての賞与は助成対象とできます。

*3 役員であっても自団体の役員としての役務提供と明確に区分できる本事業の伴走支援等に係る費用は助成対象とできます。



1. 資金管理の原則

2. 業務の概要と月次精算報告

3. 資金計画の見直し等

参考：コンソーシアムの場合の対応

4. 今後について

資金計画の見直し



- 休眠預金事業では、**資金計画の見直しが可能**です。
- 総事業費の執行が資金計画書等と異なる状況になった場合でも、資金計画書等の変更手続き（別紙変更申請）を実施すれば変更後の計画に基づき助成されます。

実行団体

各自の裁量で
できること

- 目的区分「直接事業費」「管理的経費」「評価関連経費」の各範囲内における会計科目間の流用。但し助成期間合計で流用元科目の20%を超えた金額の他科目への流用、および人件費の増額を除く

資金計画を変更
(別紙変更申請)
すればできること

- 目的区分「直接事業費」「管理的経費」「評価関連経費」の各範囲内における下記流用
 - 人件費の増額
 - 助成期間合計で流用元科目の20%を超えた金額の他科目への流用
 - 資金計画資料にない会計科目への流用

できないこと

- 目的区分「直接事業費」「管理的経費」「評価関連経費」を跨いだ流用は不可
- ※ 直接事業費・管理的経費を跨いだ流用は、原則は実施しない。但しやむを得ない事情がある場合、同じ事業費であることを踏まえ上限15%の範囲内で資金分配団体の裁量により個別判断可

助成期間内に資金計画書等を変更してください。変更手続きが漏れると、人件費の超過分等が助成の対象外になる恐れがあります。

自己資金を充てたい経費がある場合の対応



- 実行団体の中には、稀ではありますが、金融機関から融資を受ける等の理由により、経費の一部（例：建物取得費用）について全額自己資金からの捻出を希望する団体があります
- この状況を踏まえ、今般、自己資金から捻出したい経費については、資金計画書に該当経費を計上しない運用とします（資金計画に該当経費を計上すると、助成対象となるため）
- このような対応を希望する実行団体は、資金分配団体にご相談の上、資金分配団体との資金提供契約締結時に資金提供契約の別紙3「資金計画書」から該当経費を除いてください



1. 資金管理の原則

2. 業務の概要と月次精算報告

3. 資金計画の見直し等

参考：コンソーシアムの場合の対応

4. 今後について

参考：コンソーシアムの場合の対応（1）



- コンソーシアムの資金周りの手続きは幹事団体のみが行います（次頁参照）。

	コンソーシアム の統括	事業実施
幹事団体	○	○
構成団体	—	○



参考：コンソーシアムの場合の対応（2）



	幹事団体	構成団体
資金分配団体との契約	契約当事者	—
資金計画書等の作成	コンソーシアム全体	不要
指定口座の開設	要	不要 (助成金を管理しない)
区分経理	要	不要
月次精算報告の提出	要	不要
領収書の宛名	自団体名	幹事団体名



1. 資金管理の原則

2. 業務の概要と月次精算報告

3. 資金計画の見直し等

参考：コンソーシアムの場合の対応

4. 今後について

経費精算報告書のリリースについて

- 精算の手引きに記載されている経費精算報告書は、助成システムに入力いただく形で報告いただきます。
- 助成システムは、現在リニューアル中であることから、収支管理簿および現金出納帳はご利用いただけますが、それ以外の経費精算報告書の様式は来年のご案内予定となります